

北海道オーエスキー病侵入防止対策実施要領

(制 定) 平成3年7月2日酪畜第664号

(一部改正) 平成11年11月2日酪畜第1282号

(全部改正) 平成20年9月1日畜産第1170号

(一部改正) 平成29年7月3日畜産第738号

(一部改正) 令和2年4月10日畜産第102号

I 目的

この要領は、オーエスキー病（以下、「本病」という。）の北海道（以下、「道」という。）内への侵入を未然に防止し、もって養豚経営の安定を図ることを目的とする。

II 基本方針

本病の野外ウイルスに感染した豚（本要領においてはいのししを含み、愛玩、展示等の用途は問わない。）（以下、「野外ウイルス感染豚」という。）のうち、臨床症状を呈しているもの（以下、「発症豚」という。）は、ウイルスを大量に排出することにより、急速に周辺環境を汚染するとともに、他の豚への感染源となる。

また、発症豚以外の野外ウイルス感染豚は、回復したものであっても、体内にウイルスを保有し続けている可能性があり、発症豚と同様、周辺環境を汚染するとともに、他の豚への感染源となる可能性がある。

道内では、これまで本病の発生がなく、かつ、野外ウイルス感染豚の摘発もないことから、「オーエスキー病防疫対策要領」（平成3年3月22日付け3畜A第431号農林水産省畜産局長通知。以下、「国の要領」という。）に定める「清浄県」として、引き続き、道外からの侵入防止対策に主眼を置いた防疫措置を講ずることとする。

なお、抗体陽性豚（野外ウイルス感染豚及び本病ワクチン接種豚であることが否定できないものを含む。）が確認された場合には、本病のまん延防止に係る措置を迅速かつ的確に実施する必要があることから、野外ウイルス感染豚と本病ワクチン接種豚を識別するための検査の繁雑性を回避するため、道内においては、本病ワクチンの使用は行わないこととする。

III 防疫推進体制

1 侵入防止対策協議会の設置

道内における本病の清浄性を維持するためには、豚の所有者（管理者を含む。以下同じ。）、養豚関係団体等の連携のもとに、地域ぐるみで一体的に対応する必要があることから、道内における本病の侵入防止対策を協議し、及び実践する機関として道段階に北海道オーエスキー病侵入防止対策協議会（以下、「道協議会」という。）を設置するとともに、北海道家畜保健衛生所条例（昭和25年条例第92号）第2条で定める家畜保健衛生所（以下、「家保」という。）の管轄区域ごとに地区オーエスキー病侵入防止対策協議会（以下、「地区協議会」という。）を設置するものとする。

ただし、より効率的かつ効果的な本病の侵入防止対策を講ずる必要がある場合には、地区協議会の下、又は地区協議会とは別に当該対策を講ずる市町村等の区域に特定地域オーエスキー病侵入防止対策協議会（以下、「特定地域協議会」という。）を設置することができる。

（1）道協議会

養豚関係団体、公益社団法人北海道家畜畜産物衛生指導協会（以下、「道衛指協」という。）、公益社団法人北海道獣医師会（以下、「獣医師会」という。）、地区協議会、と畜場の設置者又は管理者等の関係者により組織することとし、本要領に基づき道内における侵入防止対策を協議し、及び推進するとともに、本病に係る関係者への情報提供に努めるものとする。

（主な活動内容）

ア 道内における本病の清浄度の評価

イ 道外から道内に進出する企業等への対応及び協議

ウ 輸入豚及び道外からの移入豚（以下、「輸移入豚」という。）の導入計画、導入実績及び「輸移入家畜の着地検査実施要領」（平成3年7月1日付け酪畜第655号農政部長通知。以下、「着地検査要領」という。）に定める着地検査（以下、「着地検査」という。）実施状況の把握並びに地区協議会及び特定地域協議会（以下、「地区協議会等」という。）への情報の提供

エ 道外からの精液の導入計画及び導入実績の把握並びに地区協議会等への情報の提供

オ 輸移入豚の隔離施設設置の推進及び当該施設に関する運営指導

カ 本病に関する道内外における情報の収集及び地区協議会等への情報の提供

キ 本病の防疫に係る普及・啓発資料の作成

（2）地区協議会等

養豚関係団体、道衛指協支部、獣医師会支部、市町村、と畜場の設置者又は管理者、家畜市場の開設者等の関係者により組織することとし、本要領及

び道協議会の協議結果に基づき地区及び特定地域（以下、「地区等」という。）における侵入防止対策を協議し、並びに推進するとともに、本病に係る関係者への情報提供に努めるものとする。

（主な活動内容）

ア 地区等における本病の清浄度の評価

イ 地区等における豚の飼養実態の把握

ウ 地区等外からの豚及び精液の導入計画、導入実績及び着地検査実施状況の把握

エ 導入豚（輸移入豚及び道内の施設等からの移入豚をいう。以下同じ。）の隔離施設設置の推進及び当該施設に関する運営指導

オ 本病の防疫に係る普及・啓発資料の配布

2 道及び家保の役割

（1）道

道協議会の構成員その他の関係者に対し、道内における本病の侵入防止対策の推進について必要な助言又は指導を行うとともに、本病の清浄性維持の確認に努めるものとする。

（2）家保

地区協議会等の設置を推進するとともに、当該協議会等の構成員、豚の所有者その他の関係者に対し、当該地区等における本病の侵入防止対策の推進及び具体的措置の内容について必要な助言又は指導を行うものとする。さらに、豚の所有者、獣医師その他の関係者と協力の上、本病の清浄性維持を確認するための抗体検査（以下、「モニタリング検査」という。）を実施することにより、当該地区等における本病の清浄性維持の確認に努めるものとする。

IV 農場における基本的な防疫措置

1 飼養衛生管理

豚の所有者は、豚の飼養農場（以下、「農場」という。）内への本病の侵入防止を図るため、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下、「法」という。）第12条の3の規定に基づく飼養衛生管理基準に定める事項及び次に掲げる事項を遵守することにより、日頃から衛生的な飼養管理に努めるものとする。

（1）導入豚を一定期間（原則として、輸入豚については導入後3か月間、その他の豚については導入後3週間。）隔離飼養するとともに、専任の管理者を配置すること。

- (2) 清浄性を確認するため、自主的に定期的な抗体検査を受けること。
- (3) 本病ワクチンは使用しないこと。

2 清浄性維持確認のための検査及び調査

家保は、道内における本病の清浄性を維持するため、次に掲げるところにより検査及び調査を行い、その結果の分析若しくは検討を行い、並びに豚の所有者、養豚関係団体等に対し、本病の発生予防対策について助言又は指導を行うものとする。

(1) 臨床検査及び飼養等実態調査

原則として毎年度1回、法第51条第1項の規定に基づき、管内の豚を6頭以上飼養する農場について臨床検査を行うとともに、当該農場における豚の飼養状況、導入状況、繁殖成績、給与飼料の購入状況、と畜場への出荷状況等について調査を行うものとする。

また、これらの調査結果をもとに、家畜防疫地図及び農場調査台帳を作成し、所定の場所に備え置くものとする。

なお、臨床検査は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下、「法」という。）第12条の3に規定する、飼養衛生管理基準の遵守事項を確認するための立入検査等、若しくは家畜衛生対策のための調査又は指導等とあわせて実施することにより定期的かつ効率的に実施するよう努めるものとする。

(2) モニタリング検査

ア 検査対象

農場の飼養豚のうち、次に掲げる豚。

(ア) 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の規定に基づく種畜検査が実施される豚 全頭

(イ) 輸移入豚

一定頭数（原則として、1回の導入につき、種雄豚、繁殖雌豚及びこれらの候補豚並びにと畜場以外の施設に出荷する予定の肥育豚については全頭とし、直接、と畜場に出荷する予定の肥育豚については次に掲げる豚群の規模に応じ、当該各規模に定める頭数以上）。

a	35頭未満	全頭
b	35頭以上50頭未満	35頭
c	50頭以上100頭未満	45頭
d	100頭以上201頭未満	51頭
e	201頭以上1,000頭未満	58頭
f	1,000頭以上	59頭

(ウ) (ア) 及び (イ) 以外の豚

各家保が人工授精に供されたことのある繁殖雌豚を中心に、年度当初計画で定める戸数及び頭数。

ただし、家保は、計画の作成に当たり、農政部生産振興局畜産振興課（以下、「畜産振興課」という。）に協議するものとする。

イ 検査方法

ラテックス凝集反応法又は酵素免疫測定法（以下、「スクリーニング法」という。）により実施するものとする。

ウ 陽性時の対応

スクリーニング法により陽性又は疑陽性となったときは、速やかに中和試験を実施するとともに、その旨を畜産振興課に連絡するものとする。

なお、当該農場の飼養豚については、電話又は立入検査等により異状の有無を確認するものとする。

エ 留意事項

(ア) と畜場における採材

個体の特定、追加材料の採取が困難であり、スクリーニング法陽性時、原因の特定に至らない可能性があるため、と畜場出荷豚の採材は本病のモニタリング上不適当であり、原則としてと畜場における採材は実施しない。

(イ) 検査の協力

農場の所在地を管轄する家保（以下、「管轄家保」という。）は、本病の防疫を円滑に推進するため必要があると認めるときは、管轄家保以外の家保、動衛研その他の検査機関又は学術研究機関に対し、モニタリング検査の実施その他必要な協力を求めることができる。

オ 検査結果の報告

管轄家保は、モニタリング検査陽性時、速やかに畜産振興課に報告する。

3 出荷時の防疫措置

野外ウイルス感染豚の移動による本病ウイルスの拡散を防止するため、豚の所有者その他豚の移動に携わる者は、次に掲げる事項の遵守に努めるものとする。

(1) 野外ウイルス感染豚等の出荷制限

抗体陽性豚（野外ウイルス感染豚及び中和試験で陰性が確認されたものを除く。）及び野外ウイルス感染豚を他の農場、と畜場、家畜市場又は家畜共進会に移動し、出荷し、上場し、又は出品しないこと。

(2) と畜場出荷時の衛生対策

豚をと畜場に出荷するときは、と畜場を介した本病ウイルスの伝播を防ぐため、搬入時及び搬出時の車両並びに器具、器材等の消毒を徹底すること。

4 導入時の防疫措置

豚の所有者は、本病の侵入を防止するため、豚及び精液の導入に当たり、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 導入豚に対する措置

ア 輸移入豚を導入しようとするときは、着地検査要領に基づき、あらかじめ導入計画及び着地検査期間中における飼養計画を管轄家保に届け出て、飼養衛生管理等について指導を受けるとともに、着地検査の確実な実施に努めること。

イ 道外から豚を移入するときは、移入元の農場、施設等が国の要領で定める「清浄段階（ステータスⅣ）」又は「清浄化監視段階（ステータスⅢ）」の地域内（以下、「清浄地域」という。）であることを確認すること。

ウ 輸移入豚は、本病ワクチンが接種されておらず、かつ「清浄化監視段階（ステータスⅢ）」の地域からの移入豚にあつては、導入前30日以内に抗体検査を受け、陰性である旨の公的機関又は管理獣医師による証明書が添付されていることを確認すること。

エ 導入豚について、原則として導入後3週間（輸入豚にあつては3か月）の隔離観察を行うとともに、輸移入豚にあつては2の（2）のアの（イ）で定めるところにより導入後概ね2週間後に家保又は管理獣医師による抗体検査を受け、陰性を確認すること。また、抗体検査を実施した管理獣医師は、速やかにその結果を家保に報告すること。

オ 隔離観察期間中の導入豚に、次に掲げる豚（以下、「異常豚」という。）が発見されたときは、速やかに管轄家保に通報するとともに、病性鑑定を受けること。

○ 神経症状を呈し、又は高い死亡率が認められた哺乳豚、死流産等の異常産を呈した繁殖雌豚、呼吸器症状を呈した肥育豚等。

カ 隔離観察期間中の導入豚に、野外ウイルス感染豚が確認されたときは、当該豚及びその同居豚の速やかなう汰に努めるとともに、家畜防疫員の指示に基づき、本病のまん延防止に必要な措置を講ずること。

(2) 道外導入精液に対する措置

ア 道外から精液を導入しようとするときは、あらかじめ導入計画について管轄家保に連絡し、当該精液を注入した雌豚（以下、「受精豚」とい

- う。)の飼養衛生管理等について指導を受けること。
- イ 道外から精液を導入するときは、当該精液の採取に供した種雄豚(以下、「供与豚」という。)が、国の要領で定める清浄地域内の農場で飼養され、かつこれまで陰性が確認されている農場以外の繁殖雌豚と自然交配に供されたことがないことを確認すること。
- ウ 供与豚について、精液を採取する前30日以内に抗体検査を受け、陰性であることを記載した公的機関又は管理獣医師による書面があることを確認すること。
- ただし、前段の期間以前に抗体検査の結果が陰性であることが確認されており、その後、新たに豚の導入がないこと等疫学的に本病に感染していないことが確実であると判断されるものにあつては、この限りでない。
- エ 受精豚について、原則として、人工授精実施後3週間の隔離観察を行うこと。
- オ 隔離観察期間中の受精豚に、異常豚が発見されたときは、速やかに管轄家保に通報するとともに、病性鑑定を受けること。
- カ 隔離観察期間中の受精豚に、感染豚が確認されたときは、当該豚及び当該豚に注入した精液と同一のものによるその他の受精豚の速やかなう汰に努めるとともに、家畜防疫員の指示に基づき、本病のまん延防止に必要な措置を講ずること。

5 発生時の措置

道は、道内において本病が発生したときは、道協議会及び地区協議会等の構成員、豚の所有者、獣医師その他の関係者と協力の上、国の要領で定めるところにより、速やかにまん延防止のための措置を実施するものとする。この場合において、畜産振興課家畜衛生担当課長は、道内における本病のまん延を防止するため、特に必要があると認めるときは、家保、豚の所有者その他の関係者が実施する措置に関し必要な事項を定めることができる。

附則(平成20年9月1日畜産第1170号)

(施行月日)

この要領は、決定の日から施行する。